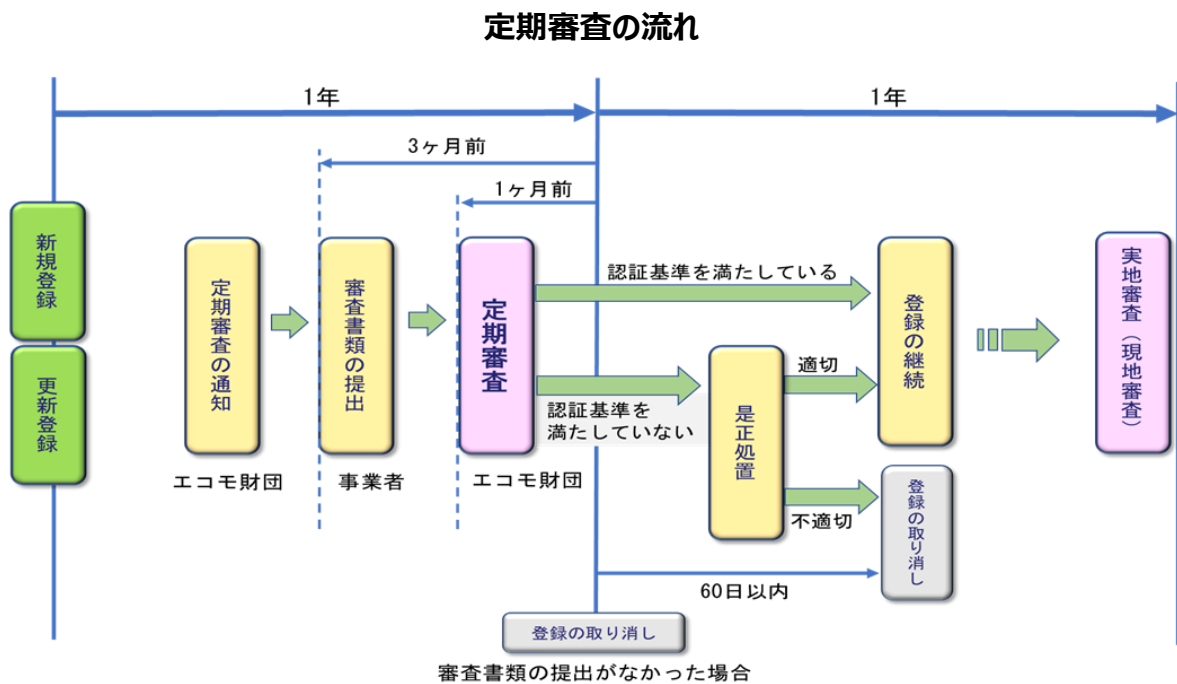


グリーン経営認証における定期審査実施要領

登録を維持するためには、新規登録日又は更新登録日から1年目の満了日（以下「登録後1年満了日」という）までに定期審査（書類審査）を受けていただく必要があります。

その際の申請書提出、審査、苦情や異議申立てなどに関する規定が以下の定期審査実施要領です。

この要領をお読みいただき、内容についてご理解、ご了承の上、定期審査をお受けください。



1. 定期審査の手順

1) 通知

エコモ財団から、登録後1年満了日の3ヶ月前までに定期審査の案内を申請書に記載された「連絡先住所」にお知らせしますので、以下の書類をエコモ財団・グリーン経営のホームページから入手（ダウンロード）してください。

- ① 定期審査申請書（グリーン経営定期審査申請書）
- ② 定期審査登録対象事業所一覧表（グリーン経営定期審査申請書）
- ③ 定期審査申請用チェックリスト（申請用チェックリスト記入用紙）

2) 提出書類と提出期限

① 提出書類

- ・「定期審査申請書」（定期審査登録対象事業所一覧表を含む）
- ・定期審査申請用「チェックリスト記入用紙」

② 提出期限

原則として登録後1年満了日の1ヶ月前までに郵送又は申請書類 WEB 送信サービスにてエコモ財団・グリーン経營業務室に提出してください（当日消印有効）。

期限までに提出がなかった場合は、エコモ財団より登録継続の意思について確認の連絡をします。登録継続を希望し、かつ正当な理由がある場合は、登録後1年満了日まで提出の延期を認めますが、登録後1年満了日までに提出がなかった場合は、登録が取消されます。

3) 審査

提出された書類をエコモ財団が審査し、認証基準を満たしていれば、登録の継続と判定します。

4) 認証基準を満たしていない場合

① 登録継続判定の保留

エコモ財団より「不適合報告書兼是正処置報告書」を送付し、登録後1年満了日から最大60日間、登録継続の判定を保留します。

② 是正処置

事業者は、「不適合報告書兼是正処置報告書」の内容に対して、適切な是正を実施していただきます。

③ 報告書の提出

事業者は、是正処置の内容を「不適合報告書兼是正処置報告書」に記入してエコモ財団に提出してください。この際、必要に応じて是正処置を確認できる資料を添付してください。

④ 登録継続の判断

エコモ財団は、保留期間内に「不適合報告書兼是正処置報告書」の提出があった場合、その内容を確認し、処置を適切と判断できれば登録の継続と判定されます。「不適合報告書兼是正処置報告書」の内容が認証基準を満たさない（是正処置が不十分である）場合は、その旨をご連絡します。その場合、「不適合報告書兼是正処置報告書」を再提出いただきますが、再提出の場合であっても、提出期限は登録後1年満了日から起算して60日以内とします。

⑤ 登録の取消し

④で是正内容が認証基準を満たすことができないとエコモ財団が判断した場合は、登録が取消されます。

2. 定期審査結果の通知

エコモ財団は、登録継続と判定された事業者にその旨を書面でお知らせします。
また登録の取消しと判定された場合には、理由を付して書面でお知らせします。

3. 登録の一時停止及び取消しの処置

エコモ財団は、登録の一時停止又は登録の取消しをした場合、事業者から登録証を回収し、「グリーン経営認証登録事業者」（グリーン経営認証登録された環境にやさしい運輸事業者数・事業者一覧）から抹消します。

なお、有効期間内の取消しの場合であっても、登録時にいただいた登録料金等の返還はいたしません。

4. 苦情及び異議申立て

1) 苦情

事業者は、登録、登録の一時停止、あるいは登録の取消し等に関して苦情がある場合、エコモ財団に申立てができます。エコモ財団は、苦情の内容を調査しその措置を苦情申立て者に対し、書面で通知します。

2) 異議申立て

事業者は、苦情の回答を不服とする場合、回答書の通知から 30 日以内にエコモ財団に対し、書面で異議申立てをすることができます。エコモ財団は、異議申立ての内容を調査し「異議申立て処理委員会」で検討し、その措置を書面で通知します。この通知をもって最終の措置とします。

以上